

取引条件説明書(手配旅行)

1. 本取引条件説明書(手配旅行)の意義
お申込みの際には必ず本旅行条件書をご確認の上、お申込みください。この取引条件説明書は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。
2. 手配旅行契約
 - 1) 「手配旅行契約」(以下、単に「旅行契約」といいます。)とは、株式会社Mizu[京都府京都市上京区西洞院通上長者町上る菊屋町254番地5、京都府知事登録旅行業第2-893号(以下「当社」といいます)がお客様の依頼により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎをすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行サービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
 - 2) この書面内で「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
 - 3) この書面内で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当初所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます)をいいます。
3. 旅行のお申込みと契約の成立時期
 - 1) ご旅行をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただくとともに、旅行代金の20%以上から旅行代金全額までの申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。
 - 2) 当社と通信契約(当社が提携するクレジットカード会社のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による申込みを受けて締結する旅行契約であって、当社がお客様に対して有する旅行契約に基づく旅行代金などにかかる債権または債務を、当該債権または債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード規約に従って決済することについて、お客様があらかじめ承諾し、かつ当該旅行契約の旅行代金などを「5.ご旅行代金」、「7.旅行契約内容の変更」、および「8.旅行契約の解除」に定める方法により支払うことを内容とするものをいいます。)の申込みをしようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号(クレジットカード番号、有効期限)その他の事項を当社に通知しなければなりません。
 - 3) お申込みいただくご旅行の契約(旅行契約)は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては、口頭(お電話)によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。
 - 4) 上記(3)にかかわらず次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 - ① お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
 - ② 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。)
4. お申込み条件
 - 1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
 - 2) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
 - 3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
 - 4) 18才未満の方は親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご依頼の行程によりお申し込みをお断りさせていただくか、同行者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、お申込みの場合に、行程の一部についての内容を変更させていただく場合があります。
 - 5) その他当社の業務上の都合があるときにはお申し込みをお断りする場合があります。
5. ご旅行代金
 - 1) ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
 - 2) 当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
6. 旅行業務取扱料金
 - 1) 当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)のほか、「別表」に掲げる旅行業務取扱料金を申し受けます。
 - 2) お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。
7. 旅行契約内容の変更
お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行費用を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
 - ① 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
 - ② 当社所定の変更手数料金 ※「別表」をご参照ください。
8. 旅行契約の解除

- 1) お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - ①「別表」に掲げる旅行業務取扱料金
 - ②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
 - ③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
 - ④前③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手続料金
 - 2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第8項(1)に規定されている料金を申し受けます。
 - 3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手続料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
9. 団体・グループ手配
- 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。
- ①当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
 - ②当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
 - ③契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第14項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
 - ④契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
 - ⑤当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
 - ⑥旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けた上で、第10項の添乗サービスを提供し

10. 添乗サービス

- 1) 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 2) 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。
- 3) 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

添乗サービス料金(添乗員1名1日当たり)	国内旅行 33,000円(消費税込)
	海外旅行 66,000円(消費税込)

※海外旅行の場合で、現地で開始され終了するものについては60,000円(消費税対象外)

11. 当社の責任と損害賠償・免責事項

[手配旅行]

- 1) 当社の責任と損害賠償 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
 - 2) 免責事項 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害
 - ②運輸機関等、またはこれらの従業員の故意または過失による損害(この場合、当該運輸機関の定める約款等が適用されます)
 - ③現金、貴重品、撮影済みのフィルムなどの紛失・盗難等
 - ④食中毒⑤お客様ご自身の故意または過失による損害
 - ⑥その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
 - 3) お客様の責任 お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けません
- ### 12. 保健衛生について
- 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<https://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。
- ### 13. 海外危険情報について
- 渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様にはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認ください。
また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>へのご登録をお勧めします。
- ### 14. 旅行保険への加入について
- ご旅気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。
- ### 15. 個人情報の取扱いについて
- 1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。
 - 2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関など並びに土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申し込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
 - 3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

- 4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

16. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、見積書等に明示した日(乗車券類においては発券した日)となります。

17. 約款準拠

本旅行条件書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款手配旅行契約の部または法令に定めるところ、もしくは一般に確立された慣習によります。

「別表」

手配区分	単位	取扱料金	変更手続き料金	取消手続き料金
運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合	1名様1件	ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内	ご旅行費用総額の20%以内
ホテル・旅館等の宿泊機関	1件1手配	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)
鉄道・バス・船舶・国内航空券等の運送機関	1名様1件	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)	ご旅行費用の20%以内 (下限550円)	ご旅行費用の20%以内 (下限550円)
レンタカー	1件1手配	ご旅行費用の20%以内 (下限2,200円)	ご旅行費用の20%以内 (下限2,200円)	ご旅行費用の20%以内 (下限2,200円)
現地発着ツアー・送迎・ガイド	1件1手配	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)	ご旅行費用の20%以内 (下限1,100円)
貸切船舶・貸切バス・レストラン・その他のサービス ※入場券の変更・払戻はできません	1件1手配	ご旅行費用の20%以内 (下限5,500円)	ご旅行費用の20%以内 (下限5,500円)	ご旅行費用の20%以内 (下限5,500円)
国際航空券・現地発着航空券	1名様1件	ご旅行費用の20%以内 (下限6,600円)	ご旅行費用の20%以内 (下限6,600円)	ご旅行費用の20%以内 (下限6,600円)

本取引条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行の部)に定めるところによります。

2024/04